諮問第45号

第1 審査会の結論

和歌山県知事(以下「実施機関」という。)が、「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。」の公文書を保有(作成又は取得)していないとして非開示としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成16年11月5日付けで「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。上記工作物による設置により建築基準法の建ペい率を越えても同法違反とはしないこととした文書。(東牟婁振興局新宮建設部の保有する公文書)、上記指導がなされず文書が存在しない場合はその旨文書で提出して下さい。」との開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求中「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。」に対して、「平成9年度違反建築物是正伺い等一件(平成10年2月6日新土第1556号)」及び「平成10年度建築物防災改善指導等伺い等一件(平成11年2月23日東新建第1622号)」を特定し、一部を開示する部分開示決定(以下、「部分開示決定処分」という。)を行い、また、1の開示請求中「上記工作物による設置により建築基準法の建ペい率を越えても同法違反とはしないこととした文書。」に対しては、公文書を作成又は取得していないことを理由に非開示決定を行い、それぞれ平成16年12月28日付けで異議申立人に通知した。

- 3 異議申立人は、平成17年1月14日付けで、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第6条の規定により、部分開示決 定処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、3の異議申立てに対して、条例第19条の規定に 基づき当審査会へ諮問し、平成17年8月22日付けで「部分開 示決定処分を取り消し、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、 改めて決定をすべきである」旨の答申を受けた。
- 5 実施機関は、4の答申を受け平成17年9月29日付けで「部分開示された公文書は請求した公文書と異なる」とする異議申立てに理由があると認め、部分開示決定処分を取り消すとともに、開示請求に係る対象公文書を再度特定し、「カーポート・自転車置場・ポーチ設置による建築基準法違反に関し文書により行政指導を行ったもの。」ついては、「公文書を作成又は取得していない」ことを理由として非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、同日付けで異議申立人に通知した。
- 6 異議申立人は、平成17年10月6日付けで、行政不服審査法 第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異 議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「和歌山県情報公開審査会の答申に従い 真実の情報の開示を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要 約するとおおむね次のとおりである。

(1) 公文書非開示決定通知において、一切理由を述べることなく故意に非開示とし、カーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)設置による建築基準法違反に関する行政指導が間違いなく異議申立人だけになされていることは、条例違反となる。

(2) 異議申立人が、和歌山県東牟婁郡

に設置した物件は、平成17年9月9日付けで当審査会に提出した要望書からも分かるようにカーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)であり、その目的で異議申立人は使用している。エクステリアであることは、当初より県の担当課職員に説明をしている。

(3) 現況を見れば、どこにでもあるエクステリアであることは 十分に分かるものを、無理矢理違法建築物と認めさせるため、 建築基準法第12条第5項の報告の強要がなされている。

これは、異議申立人だけになされた嫌がらせであり、こう したことが二度と起こらないように嫌がらせを認めた真実の 開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 公文書非開示決定通知書において非開示とする理由が示されていないとの異議申立人の主張については、同通知書の「開示請求に係る公文書を保有していない理由」欄に記載漏れがあったため、同欄に非開示とする理由を記載した公文書非開示決定通知書を再送付している。
- 2 開示請求されたカーポート・自転車置場・ポーチの用途の建築 物に関する建築基準法違反に係る公文書は保有していない。

異議申立書の理由に記載されている「私に対しカーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)設置による建築基準法違反に関する行政指導がなされている。」ということについては、当該建築物に係る行政指導の中で建築基準法第12条第5項の規定に基づき「工事の計画若しくは施工の状況に関する報告」を求めているが、未だに報告がなされていないため、当該建築物が「カーポート・自転車置場・ポーチ」の用途の建築物であるかどうか判

断できない状況である。

3 以上のことから、本件公文書開示請求に係る公文書を保有して いないとして、条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定を 行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書非開示決定通知書の記載漏れについて

異議申立人は、公文書非開示決定通知書(以下「決定通知書」 という。)において開示請求に係る公文書を保有していない理由 を一切記載することなく非開示とした旨主張している。

これに対して実施機関は、決定通知書に記載漏れがあったことを認め、開示請求に係る公文書を保有していない理由を記載した決定通知書を改めて異議申立人あて送付している(平成17年10月13日付け)。このことにより決定通知書の不備は治癒されていると認められる。

2 開示請求対象公文書の特定について

本件処分は、実施機関が諮問第37号に係る平成17年8月22日付けの当審査会の答申(以下「諮問第37号答申」という。)を受けて行ったものである。

諮問第37号は、実施機関の特定した公文書が開示請求対象公 文書に当たるか否かが争点であった。

一方、本件は、異議申立人が和歌山県東牟婁郡

に建築している物件(以下「本件建築物」という。)に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく行政指導に関する公文書を開示請求対象公文書として特定すべきか否かが争点であり、諮問第37号とは争点が異なると認められる。

したがって、当審査会は、本件では実施機関が本件建築物に係る建築基準法に基づく行政指導に関する公文書(以下「本件公文書」という。)を開示請求対象公文書として特定しなかったこと

が適正であったか否かについて審査する。

(1) 当審査会は、諮問第37号答申の「第5 審査会の判断」において、本件建築物は「カーポート・自転車置場・ポーチ」であるという異議申立人の主張について、部分開示決定処分時点において、異議申立人より建築基準法第12条第3項(改正により平成17年6月1日より第5項。以下同じ。)の規定に基づく報告がなされておらず、他に本件建築物が、「カーポート・自転車置場・ポーチ」であると実施機関が判断できる合理的な根拠も存しなかったと認められるので、実施機関が本件公文書を開示請求対象公文書として特定しなかったことは相当と認められる旨判断している。

また、本件処分時点においても建築基準法第12条第3項の規定に基づく報告がなされておらず、上記の判断を変更するような特段の事情の変更等は、今回の審査において認められなかった。

したがって、本件において実施機関が本件公文書を開示請求対象公文書として特定しなかったことには合理的な根拠があったと認められる。

(2) 異議申立人は、平成17年9月9日付けで当審査会あてに本件建築物が「カーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)」であることを証明するための写真やカタログを添付した要望書を提出している。

しかしながら、当審査会は、条例第19条の規定に基づく 実施機関からの諮問に応じ、実施機関の公文書開示決定等に 対する不服申立てについて調査審議する機関(実施機関が保 有する公文書について、開示又は非開示が条例に基づき適切 に行われているかを調査審議する機関)であり、本件建築物 が「カーポート・自転車置場・ポーチ(エクステリア)」で あるか否かを認定する機関ではない。

3 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

本件に関する事実関係等については、諮問第37号の審議事案と同一であるため、実施機関及び異議申立人からの意見及び説明の聴取は行わなかった。

年 月 日	審査の経過
平成17年10月21日	諮問(実施機関)
平成17年11月10日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年11月21日	異議申立人からの意見書を受理
平成17年12月2日	審議
平成17年12月27日	審議
平成18年 1月20日	審議